

カテゴリ	番号	質問	回答
制度・運用	1	複数の課にご請求書を発行予定です。各課からの招待が必要でしょうか？	各室課からの招待が必要です。
	2	市へ提出（発行）した請求書は、市役所の全ての部署が閲覧・確認できますか？	提出（発行）先部署のみが閲覧・確認可能です。提出（発行）先部署に誤りがないようにお願いします。
	3	登録する代表者は、本社代表者でしょうか。吹田市と契約する支店の代表者でしょうか？	業者登録と同じ内容で登録をお願いします。支店で市と契約する場合については、支店の会社情報（住所・代表者職・氏名など）の御登録をお願いします。 資料：『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp5「招待メール受信後のログイン設定」を御確認下さい。
	4	代表者印の登録は必要ですか？	本市に発行していただく電子請求書については、代表者印は必須ではありません。また、押印がない場合でも、請求書に発行責任者及び担当者の記載は不要です。
	5	請求書の書式は印影ありの方が望ましいのでしょうか？	資料：『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp33「請求書に代表者印を登録【必要に応じて設定】」を御確認下さい。
	6	電子請求書では代表者押印は不要になるという認識で相違ないでしょうか。	本市に発行していただく電子請求書については、代表者印は必須ではありません。
	7	JVでの請求書を発行する場合は、JVのアカウント作成もしないといけないのでしょうか？	JV（共同企業体）でBtoBプラットフォームのアカウント登録が必要です。JVでBtoBプラットフォーム請求書の利用を希望される場合は、市の各室課から招待メールを送信する必要がありますので、JVの情報で申込専用フォームから申込みをお願いします。ただし、BtoBプラットフォームに登録するメールアドレスは重複ができませんので、別途JV用のメールアドレスで申込みをお願いします。
	8	紙の請求書は廃止でしょうか？	電子請求サービス稼働後も引き続き紙の請求書の御利用も可能です。 また、御都合に合わせて、電子請求書と紙の請求書を使い分けていただいても問題ありません。
	9	電子請求書システムに登録後、実際の請求書提出時に紙での提出をしても問題ないでしょうか？（自社内の他部門では紙での提出が必要な場合もあるため。）	
	10	請求書、紙との併用の可能ですか？	
	11	BtoBをトライした後、こちら都合で従来式に戻す事は可能ですか？	BtoBプラットフォームの登録後に、従来の紙の請求書に戻していただいても問題ありません。
	12	電子請求を申し込んだ後、紙の請求書を利用に戻す、または併用することも可能ですでしょうか？	電子請求申込後に、紙の請求書に戻す、または併用いただいても問題ありません。
	13	電子で発行するのは請求書だけですか？納品書は今まで通り紙でしょうか？	電子での発行は請求書のみです。納品書はこれまで通りの運用となります。
	14	現行の見積書のやり取りや、注文は「E 物品発注兼受領書」「D 納品書兼物品出納票」受け取りに行き納品先（役所内の部署・学校・施設など）へ提出する運用は今までと変更なく、請求書についてのみBtoBに移行されるという解釈でよろしいでしょうか？	請求書のみBtoBプラットフォームにて電子発行が可能となり、見積書や「E 物品発注兼受領書」「D 納品書兼物品出納票」についてはこれまで通りの運用となります。
	15	ご注文の際に発注書を発行いただと思いますが、同時に請求書がプラットフォーム上に表示される理解で宜しいでしょうか？どのタイミングで請求書が出るのでしょうか。また納品書と受領書、発注書は発行していただけるのでしょうか。	BtoBプラットフォームに請求書情報は自動で反映されませんので、事業者様にて入力が必要となります。 納品書と受領書、発注書はこれまで通りの運用となります。
	16	なぜ水道部は電子請求は無理なのでしょうか？工事の場合、建築等の請求書の明細がかなり細かいがそれも全て明細設定でいけるのでしょうか？前もって請求書の記入の仕方の例などはもらえるのでしょうか？	水道部は他の室課と会計システムが異なるため導入を予定していません。 明細の入力が困難な場合は、別途作成いただいた明細書をPDFで添付いただいても問題ありません。なお、市の会計システム上、添付ファイルの容量は15MBまでとなっています。（BtoBプラットフォームでは20MBまで登録できるため御注意ください。） また、BtoBプラットフォームではExcel（xls、xlsx）、Word（doc、docx）、PDFが添付可能ですが、市の運用上、PDFで添付いただくようお願いいたします。 請求書の入力方法については、資料：『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp17「請求書作成～発行」を御確認下さい。
	17	請求書とは別に明細書を発行していますが、こちらのシステムの明細入力では一括の請求金額のみ入力し、明細書はPDFで添付してご提出可能でしょうか。明細が20項目以上ありご検討をお願いいたします。また、添付書類には捺印はご必要でしょうか。	明細書をPDFで添付いただいても問題ありません。その場合、明細書に押印は不要です。なお、市の会計システム上、添付ファイルの容量は15MBまでとなっています。（BtoBプラットフォームでは20MBまで登録できるため御注意ください。） また、BtoBプラットフォームではExcel（xls、xlsx）、Word（doc、docx）、PDFが添付可能ですが、市の運用上、PDFで添付いただくようお願いいたします。
	18	今回の対象となる利用所属は「水道部を除くすべての室課」とありますが、保育園幼稚園室関連の幼稚園・保育園や、小・中学校などはどうなりますでしょうか。	幼稚園・保育園、小・中学校については、これまで通り、請求の内容に応じて担当の室課宛に発行していただくようお願いいたします。
	19	電子請求先に新たな部署を追加する場合は、どのような作業が必要ですか？	新たな部署を追加する流れは以下のとおりとなります。 ①事業者が取引部署に連絡 ②取引部署が招待メールを送信
	20	登録したBtoBプラットフォームのIDは吹田市専用のものになりますか？	同アカウントで吹田市以外と取引する場合も利用するものとなります。

カテゴリ	番号	質問	回答
操作・機能	21	登録のメールアドレスを請求業務担当者の個人アドレスにしたいのですが、担当者が変わるとにメールアドレスを変更することは可能ですか？	メールアドレスの変更は可能です。
	22	メール設定について、例えば「管理者」と「担当者」など複数のメールアドレスを登録することは可能ですか？	複数のメールアドレス（社員情報：管理者と担当者等）をBtoBプラットフォームに登録することは可能です。 資料：『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp30「BtoBプラットフォームに社員IDを追加」を御確認ください。
	23	本支店、代表者は同一ですが、本支店内で異なる部署単位のアカウントを使用し、部署ごとに請求を行うことは可能ですか？	部署ごとに請求を行うことは可能です。貴社のBtoBプラットフォームIDの管理者が、貴社の各部署の担当者情報を登録し招待することで、その担当者がBtoBプラットフォームID（担当者のメールアドレス）を保有することができます。 資料：『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』p30「BtoBプラットフォームに社員IDを追加」を御確認ください。
	24	請求元として、複数の部署を登録できますか？	「請求元」として貴社の各部署を登録することもできますが、請求書の請求元として表示されますので、「住所」及び「事業所・営業所名」欄は本市への業者登録と必ず一致させてください。各部署で使い分ける場合は、「部署名」欄で区別するようにしてください。 なお、本店と支店それぞれで業者登録している場合は、請求元の登録ではなく、それぞれのアカウントを登録する必要がありますので御注意ください。 資料：『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』p12「〈請求元の登録〉」を御確認ください。
	25	請求した内容を.csvなどのデータとしてエクスポートすることは可能でしょうか？	発行済み請求書をCSVで出力することは可能です。
	26	システムを利用する費用は、発生しませんか？年会費等。	■市から招待された事業者様の利用料金は無料です。 一部オプションサービス（拡張機能）をご利用の際は、別途費用が発生します。※既に有料プランで利用中の事業者は除く。 ■別途有料オプション 一括アップロードや販売管理システムとの連携による自動発行で処理する場合は、別途費用がかかります。システム運営会社に問合せ下さい。 ・一括アップロードとは（10通／月まで無料）：貴社の販売管理システムから請求書データをCSV出力し、手動でアップロード作成する方法 ・自動発行とは：事業者の販売管理システムから請求書データを出力し、FTP／APIで自動発行する方法
	27	現在利用しているIDとの紐付けはどのようにするのでしょうか	資料：『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp6「招待メール受信後のログイン設定＜すでにIDをお持ちの場合＞」を御確認ください。
	28	導入時、その後のサポートもしていただけますか？	BtoBプラットフォームに関する初期設定と操作に関しては下記サポート窓口へお問い合わせください。 ①電話によるお問い合わせ（自治体専用フリーダイヤル）： ＜お問い合わせ先＞ 株式会社インフォーマット サポートセンター 自治体専用フリーダイヤル 0120-982-153 ※平日（土・日・祝日を除く）10:00～12:00、13:00～17:00 ※夏季休暇、年末年始休暇については別途、ご連絡させていただきます。 ②電話以外のお問い合わせ： 操作マニュアルのp35の方法でお問い合わせください。 資料：『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp36「お問い合わせ」を御確認下さい。
	29	完了報告書はファイル添付できるとの事ですが、完了写真も添付可能でしょうか。	添付ファイルは以下の拡張子のみ添付可能です。 Excel（xls、xlsx）、Word（doc、docx）、PDF ただし、本市の運用上、添付ファイルはPDFで添付いただきますようお願いいたします。 また、添付ファイルの容量は市の会計システム上、15MBまでとなっています。（BtoBプラットフォームでは20MBまで登録できるため御注意ください。）